

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）]

1. 銀行カードローン

○ 銀行カードローンについては先月の意見交換会でも触れたが、その後も、当庁は銀行と対話を行ってきたところ。

対話の中では、①入口の融資審査における適切な上限管理や借り手の収入のチェック、②途上管理や事後管理の適切性、③保証会社と銀行との定期的な協議による代位弁済率の把握・審査目線の必要に応じた見直し、等々について議論を行ってきた。

先月も申し上げた通り、監督指針に沿った適切な業務運営が行われているかを点検していただき、仮に問題があれば、社会的責任を踏まえ、速やかに何らかの対応を行うことを期待。

2. 経営者保証ガイドライン

○ 1月20日に、平成28年4月から9月までの「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表した。ガイドラインの活用件数は約26万件（対前半期比約3万件増）、新規融資全体に占めるガイドラインを活用した無保証融資の割合は約14%（同2%ポイント増）。

○ 今回の集計に当たって複数の金融機関に確認したところ、次のような組織的な取り組みを行っている事例も見られた。

- ・ 個人保証からの回収実績が少ないことを踏まえ、経営トップが無保証融資を積極的に推進する方針を明確化。
- ・ 個人保証徴求時に本部が妥当性を再検証するなど、本部のイニシアチブを強化。
- ・ 根保証契約に依存せず、融資時に個別に個人保証の必要性を検討。

○ 他方で、事業者からは、経営者保証を解除したいものの心理的に金融機関に相談しにくい、経営者として個人保証をすることが当然と考えているという声も聞かれることから、金融機関の側が経営者保証の見直しに向けイニシアチブを発揮することが重要と考えている。

- 金融機関におかれては、個人保証に過度に依存しない融資の促進に向けて更なる取組みを行うとともに、平成 28 事務年度金融行政方針の記述を踏まえ、ガイドラインの活用を含む金融仲介機能の発揮状況について、積極的・具体的な開示に努めていただきたい。

(以上)